

■ 預金口座振替依頼書

預金口座振替依頼書約款(※こちらはお客様から金融機関に対しての約款です。)

- ① お客様が支払うべき料金等について貴行に請求書が送付されたときは、お客様に通知することなく、請求書に記載された金額を預金口座から引き落としの上お支払いください。尚、振替日に変更された場合には、請求書に記載された日を持って処理されても差し支えありません。
- ② 預金の引き落としにあたっては、当座勘定約定書または預金規定に関わらず、小切手の振出または預金通帳及び預金払戻請求書の提出はいたしません
- ③ 預金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、お客様に通知することなく、請求書を返却されても差し支えありません。
- ④ 貴行の都合により、振替日の前営業日または前々営業日に預金口座から引き落としされても差し支えありません。
- ⑤ この契約は、貴行が必要と認めた場合にはお客様に通知することなく、解除されても異議はありません。
- ⑥ この預金口座振替について仮に紛議が生じても、貴行にはご迷惑をかけません。
- ⑦ ゆうちょ銀行をご指定の場合は、自動払込み規定が適用されます。
- ⑧ 領収書は預金通帳への記帳により省略して差し支えありません。但し、必要とするときは倉敷ケーブルテレビに申し出ます。

以上